

基本施策・活動指標の評価、課題

施策の柱	基本施策	評価（成果⇒課題）※丸囲みの数字は計画の個別施策	令和5年度の実施内容等
I 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進	①～⑨幼児から高齢者までを対象とし、成長過程に合わせ、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うため、各種交通安全教室を開催した。 ⇒ <u>今後とも引き続き、各世代の交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた交通安全教育に取り組んでいく必要がある。</u> ③中学校において各教科等における交通安全教育や、関係機関と連携した「交通安全教室」の実施などにより、自己の安全を守るための判断力や実践力を育成することができた。(学校健康課) ⇒ <u>中学生の交通事故防止に向け、引き続き交通安全教育に取り組んでいく必要がある。(学校健康課)</u> ④高校において、宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室やスクエアドストリート方式による交通安全教室等を実施するほか、「高校生の交通問題を考える会」を通して情報提供を行うなど、学校等と連携した交通安全教育を推進することができている。 ⇒ <u>高校生の交通事故の状況別では、自転車乗車中が9割弱を占めていることや世代別人口1万人あたりの自転車事故当事者数を比較すると、高校生が突出して多いことから、高校生が関係する交通事故を減らすため、高校生の自転車安全利用の推進に取り組む必要がある。</u> ⑥高齢者を対象とした交通安全教育について、新型コロナウイルス感染症の影響により教室開催数が減少する中、交通安全運動期間等に合わせ老人福祉センターなどで身体機能測定器体験会を実施するなど、教育の機会を拡充して取り組むことができた。 ⇒ <u>開催数が減少している高齢者を対象とした交通安全教育については、高齢者自身が身体機能の変化を認識し、日ごろの移動手段について考えるきっかけとなる、身体機能測定器等を活用した交通安全教育の更なる機会の拡充が必要である。</u> ⑧小中学校におけるICTを活用した交通安全教育について、コロナ禍においても交通安全教育を推進するため、タブレット端末を活用した非対面の交通安全教室の実施やタブレット端末へ啓発動画を配信するなど、着実に交通安全教育を実施することができた。 ⇒ <u>今後とも引き続き、従来型の体験型交通安全教室に取り組むとともに、子ども達が興味関心を持ち交通安全意識を高めることができるよう、周知啓発方法の充実に取り組んでいく必要がある。</u>	①～⑨各世代の特性に応じた交通安全教育の実施 ・パネルシアターや横断歩道の実技等を行う幼児を対象とした交通安全教室の実施 ・ダミー人形の衝突実験などを行う体験型の交通安全教室など、小学生を対象とした交通安全教室の実施 ・宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室など、中高生を対象とした交通安全教室の実施 ・身体機能測定器を活用した高齢者を対象とした交通安全教室の実施など ③中学校における交通安全教育の実施 ・各中学校において、家庭及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら、各種交通安全教室や下校指導など、交通安全教育を推進していく。(学校健康課) ④高校生に対する交通安全教育の実施 ・市内の高校生が交通問題について対策を検討する「交通問題を考える会」と効果的な啓発方法等について意見交換を行い啓発活動を実施【 <u>拡</u> 】 ・令和5年4月の改正道路交通法の施行も踏まえ、自転車ヘルメット着用促進に向け、交通安全イベントや街頭活動等における周知啓発【 <u>拡</u> 】 ・宇都宮ブリッツェンと連携して制作した自転車安全利用動画とリーフレットを活用した周知啓発【 <u>拡</u> 】 ・高校や地域、警察等と連携した自転車街頭指導活動に係る実施場所の適 宜見直しや実施 ⑥高齢者に対する交通安全教育の実施 ・地域イベントなど地域と連携した身体機能測定器体験会の開催【 <u>拡</u> 】 ・身体機能測定器や自転車シミュレーターを活用した交通安全教室の開催 ・運転に不安を感じる高齢ドライバーやその家族に対する認知機能チェックリストを掲載した啓発パンフレットの配布 ・交通事故の防止や被害軽減に効果があるとされている安全運転サポート車(サポカー)の周知 ⑧小中学校におけるICTを活用した交通安全教育の推進 ・啓発動画やチラシを小中学生のタブレット端末等へ配信
	(2) LRTの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発の推進	①歩行者・自転車・自動車運転者それぞれの視点からLRT導入後の道路空間を具体的にイメージできるよう、啓発動画やチラシを活用し市有施設や県内警察署、免許センターや自動車教習所等の関係機関や市内のデジタルサイネージ、広報紙、市ホームページ、YouTube広告への掲載など様々な媒体を活用するほか、子どもや高齢者、企業等を対象とした交通安全教室、オープンスクエアやオープンハウスでの直接の説明を実施するなど、周知啓発を実施した。 ⇒ <u>令和5年8月のLRTの開業に向け、より多くの人にLRTの交通ルールを理解していただけるよう、様々な機会を捉えて、周知徹底に取り組んでいく必要がある。</u>	①開業に向けた集中的な周知啓発 ・各種交通安全教室の実施(小学生や高齢者、民間企業等) ・YouTube広告やデジタルサイネージなどの広告媒体を活用した啓発動画の配信【 <u>拡</u> 】 ・沿線小学校等におけるICカードを利用した乗り方や停留場への安全な出入りの仕方、接近表示の見方などを、LRT車両を使って体験する「乗り方教室」の実施【 <u>拡</u> 】 ・地域団体等への情報提供【 <u>拡</u> 】 ・県警等の関係機関と連携した啓発動画の放映やチラシの配付(警察署、免許センター、自動車教習所、安全運転管理者法定講習等) ・8月の開業記念式典に合わせた周知啓発(ブース出展等)【 <u>新</u> 】 ・市有施設や県有施設における動画の放映やチラシの配架 ・市広報媒体を活用した周知(ホームページ、広報紙、くらしの便利帳等) ・オープンスクエアにおけるルール周知やオープンハウスの実施 ・啓発動画、チラシ、ポスター等を活用した周知啓発(市有施設、学校、商業施設等)【 <u>拡</u> 】
	(3) 自転車利用者への交通安全教育・周知啓発の推進	①～⑧子ども自転車免許事業や宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等の交通安全教室や、VRを活用した交通安全イベント、街頭指導を実施するなど、自転車利用者への交通安全教育・周知啓発に取り組んだ。 ⇒ <u>自転車関係する交通事故発生件数について、交通事故全体に占める割合は3割を超えていることから、広い世代に対し自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。また、世代別人口1万人あたりの自転車事故当事者数を比較すると、高校生が突出して多く、次いで中学生となっていることから、中高生を対象とした自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。</u> ⑤VRを活用した交通安全教室については、今後の教室開催に向けVR教材の効果を確認するため、交通安全イベントにおいて子供や高校生、高齢者など各世代に体験していただいた。 ⇒ <u>VRは危険運転などを疑似体験し、交通ルールを遵守することの大切さを学ばせる有効なツールであることから、中高生をはじめ各世代に対しVRを活用した自転車安全利用教育に取り組んでいく必要がある。</u> ⑧自転車利用者に対する街頭指導の実施については、高校と連携して危険箇所に関する調査を依頼し効果的な立哨場所において実施した。 ⇒ <u>今後とも引き続き、自転車利用者に対する効果的な街頭指導に取り組んでいく必要がある。</u>	①～⑧自転車安全利用のさらなる周知啓発 ・宇都宮ブリッツェンと連携して制作した自転車安全利用動画とリーフレットを活用した周知啓発【 <u>拡</u> 】 ・地域イベントなど地域と連携した自転車シミュレーター体験会の開催【 <u>拡</u> 】 ・世代に応じた各種交通安全教室の開催(小学生、中学生、高校生、高齢者など) ・令和5年4月の改正道路交通法の施行も踏まえ、自転車ヘルメット着用促進に向け、交通安全イベントや街頭活動等における周知啓発【 <u>拡</u> 】 ・高校や地域、警察等と連携した自転車街頭指導活動に係る実施場所の適 宜見直しや実施 ・市民の模範となるよう本市職員の率先垂範(ヘルメット着用、保険加入) ⑤VRを活用した自転車安全利用教室の実施 ・中高生を対象とした交通安全教室(スクエアド教室)にVRコンテンツを活用した交通安全教育を組み入れ実施【 <u>拡</u> 】 ⑧自転車利用者に対する街頭指導の充実 ・高校や地域、警察等と連携した自転車街頭指導活動に係る実施場所の適宜見直しや実施
	(4) 地域等と連携した交通安全運動や交通事故防止活動の推進	①②交通安全運動期間において、県や県警、鉄道事業者、百貨店等と連携し、歩きスマホの危険性を周知する街頭広報活動などを実施し、市民等の交通安全意識の高揚や歩行者の交通マナーの向上を図った。 ⇒ <u>今後とも引き続き、地域や警察等と連携しながら、効果的な交通安全運動を推進する必要がある。</u>	①②交通安全市民総ぐるみ運動の着実な実施 ・歩きスマホの危険性を周知する街頭広報活動や、「止まってくれない栃木県」からの脱却に向けた啓発、ハンドサインの推進など、社会情勢などを捉えた啓発の実施【 <u>拡</u> 】 ・各種街頭広報活動における鉄道事業者等の民間企業との連携
	(5) 交通安全広報啓発活動の推進	①市ホームページに交通事故の発生状況等について掲載するほか、「交通事故発生状況マップ」について交通安全教室や地域イベント等で活用を促すなど、事故発生状況等の情報提供などに取り組んだ。 ⇒ <u>今後とも引き続き、事故マップを活用しながら、効果的な広報活動に取り組んでいく必要がある。</u> ②～④歩行者保護意識の啓発や、飲酒運転を許さない地域づくりを進めるため、GRリボンの配布など飲酒運転根絶に係る機運醸成に取り組んだ。 ⇒ <u>今後とも引き続き、幅広い広報・啓発に取り組んでいく必要がある。</u>	①交通事故発生状況等の情報提供や交通事故マップの周知 ・交通安全教室や交通安全イベントにおける交通事故マップの活用 ②～④交通安全啓発活動の推進など、各事業の着実な実施 ・ホームページや広報紙など多様な広報手段を活用した歩行者保護意識の啓発や、飲酒運転根絶に向けた情報発信
	(6) 交通安全に関する団体・企業等の主体的活動の促進	①②民間企業等によるICTを活用した参加型交通安全イベントの開催について、中央ブロック全7地区においてICタグを活用した走行データの収集を実施することができた。 ⇒ <u>今後とも引き続き、より多くの方に走行データ収集に参加していただく必要がある。</u>	①②走行データ収集参加者の拡大 ・民間企業(あいおいニッセイ同和損保)と連携した事業の実施 ・地域内の団体・企業等への積極的な参加呼びかけの実施

活動指標名	現状値 (R2)	実績				目標値 (R7)	活動指標の進捗
		R3	R4	R5	R6		
身体機能測定器を活用した交通安全教育参加者数	267人	446人	759人			2,100人	感染症の影響による遅れ
	理想値	1,890～1,920人	1,940～1,970人	1,990～2,020人	2,040～2,070人		
小中学校におけるICT環境整備に併せた交通安全教育実施校数【累計】	—	5校	94校			累計94校	計画どおり
	理想値	3～5校	94校	94校	94校		

LRTの交通ルールに係る動画やVRを活用した交通安全教育開催地区数【累計】	—	4地区	39地区※1			累計39地区	計画どおり
		理想値	3～5地区	39地区	39地区		
※1・・・市全域に対し広く取り組んでいくため、地区数を目標値として設定した。交通安全教室を開催した際の受講者の居住地などから地区換算して計上、令和4年度は全小学校等において実施した。							

高校生に対するVRを活用した交通安全教室開催数【累計】	—	0校	0校			累計15校	計画どおり
		理想値	0～1校	0～1校	1～6校		
自転車利用者に対する街頭指導実施箇所数	10か所	13か所	12か所			13か所	計画どおり
	理想値	10～11か所	11～12か所	12～13か所	12～13か所		

民間企業等によるICTを活用した参加型交通安全イベント開催数【累計】	—	1回	2回			累計5回	計画どおり
		理想値	0～1回	1～2回	2～3回		
民間企業等によるICTを活用した参加型交通安全イベント開催数【累計】							

施策の柱	基本施策	評価(成果⇒課題) ※丸囲みの数字は計画の個別施策	令和5年度の実施内容等
II 地域と連携した道路交通環境の整備	(1) 事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策の推進	①～③地域の方々や民間企業の協力をいただき車両に一定期間ICタグを取り付け、急ブレーキや速度超過等の走行データを収集し、得られた走行データと警察の持つ交通事故データについて、市政研究センターにおいてGISを活用したマップを作成し、事故多発地点や道路の危険箇所等について把握した。 ⇒ <u>今後とも引き続き、作成したマップや実施結果を地域にフィードバックし、地域が主体となった交通安全対策につなげていく必要がある。</u>	①～③事故データや走行データを活用した調査分析及び地域と連携した交通安全対策の実施 ・民間企業(あいおいニッセイ同和)と連携した事業の実施 ・走行データ収集を契機とした地域の交通安全意識の高揚や地域が主体となった交通安全対策の実施
	(2) 人優先の安全安心な歩行空間の整備	①地域や交通管理者と連携を図りながら、歩道整備や路面表示の整備や視覚障がい者団体と意見交換を行うなど連携を図りながら、視覚障がい者誘導用ブロックの整備・修繕を実施した。(道路建設課・道路保全課) ⇒ <u>今後とも引き続き、歩道整備や運転者への注意喚起の路面表示の整備や、「第4次宇都宮市やささをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画II」に基づき、視覚障がい者誘導用ブロックの計画的整備・修繕に取り組んでいく必要がある。(道路建設課・道路保全課)</u> ②通学路の安全確保について、学校や地域等からの改善要望を踏まえ、児童の通学路合同点検を実施し、交通安全対策に取り組んだ。(学校健康課) ⇒ <u>長期的な対応が必要な箇所における暫定的な対策を検討するほか、引き続き、学校、地域等からの通学路の改善要望を踏まえ児童の通学路合同点検を行うなど、安全対策に取り組んでいく必要がある。(学校健康課)</u> ③ポスターやリーフレットを活用したキッズゾーンに関する周知啓発を引き続き実施したことにより、市内の自動車運転者への注意喚起が図られたほか、新設園における交通安全対策として、園や地域等からの要望を踏まえながら、関係機関と連携し、対策を検討・実施した。(保育課) ⇒ <u>今後とも引き続き、県警等と連携しながら、自動車運転者等へのキッズゾーンに関する周知啓発に取り組んでいく必要がある。(保育課)</u>	①歩行者の安全な通行空間の確保 ・地域や交通管理者と連携した歩道や路面標示の整備(道路建設課) ・視覚障がい者団体と意見交換を行うなど連携を図りながら、視覚障がい者誘導用ブロックの整備・修繕の実施(道路保全課) ②通学路やキッズゾーンの交通安全確保 ・学校、地域等からの要望を踏まえた通学路合同点検の実施(学校健康課) ・県警等と連携したキッズゾーンに関する周知啓発(保育課)
	(3) 自転車利用環境の総合的整備	①自転車走行空間の整備について、自転車専用通行帯や矢羽根型路面表示などの整備手法を活用し、着実に自転車走行空間の整備延長を伸ばすことができた。(道路建設課) ⇒ <u>今後とも引き続き、自転車を安全に利用できるよう着実に自転車走行空間の整備に取り組む必要がある。(道路建設課)</u> ②自転車の安全な利用環境の整備について、駐輪場の利用促進を図るための周知を行うとともに、「即時撤去」を定期的実施し自転車利用環境の総合的整備に取り組んだ。(道路保全課) ⇒ <u>今後とも引き続き、駐輪場の利便性の向上を図っていく必要がある。(道路保全課)</u>	①自転車走行空間の着実な整備 ・公共交通へのアクセスや日常利用の多い路線を「優先整備路線」に選定し、「自転車ネットワーク」の計画的な整備推進(道路建設課) ②駐輪場の利用促進及び放置自転車対策の推進 ・駐輪場の利用促進を図るための周知(道路保全課) ・定期的な放置自転車の即時撤去の実施(道路保全課) ・自転車利用者のニーズを把握し、実態に沿った駐輪場の利便性向上に向けた対策の検討(道路保全課)
	(4) 交通安全に配慮した道路交通環境の整備	①道路パトロールや地域などからの情報提供を基に、交通管理者と連携を図りながら交通安全施設の整備・更新を実施した。(道路保全課) ⇒ <u>今後とも引き続き、関係機関と連携しながら交通安全施設の整備・更新に取り組んでいく必要がある。(道路保全課)</u> ②道路法等に基づき、適正な道路使用及び占用の許可を実施した。(道路管理課) ⇒ <u>今後とも引き続き、適正な道路使用及び占用の許可を実施するため、事業者等に対し、より一層、許可条件や申請手続等の周知を図る必要がある。(道路管理課)</u>	①交通安全施設の着実な整備・更新 ・道路パトロールや地域などからの情報提供を基に、交通管理者と連携した交通安全施設の整備・更新(道路保全課) ②市道の使用・占有の適正化 ・市HP等における道路使用及び占有許可条件等の詳細な基準の周知(道路管理課) ・ <u>道路使用及び占有許可の申請手続きについて、書面申請のほか、電子申請の拡充【拡】(道路管理課)</u>
	(5) LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備	①再編後の運行経路や運行本数、運行ダイヤなどについて、バス事業者や周辺自治体、沿線企業・住民などの関係機関等と協議・調整を行い、「地域公共交通利便増進実施計画」の策定を行った。 ⇒ <u>令和5年8月のLRT開業と合わせた再編の実施に向けた準備を確実に実施するとともに、LRTの導入やバス路線の再編により、公共交通ネットワークが大きく変化することから、市民が混乱なく利用できるよう、再編後のバス路線について、広く周知を図る必要がある。</u> ①鉄道駅やバスの停留所と目的地等を結ぶ端末交通手段の充実に向け、電動キックボードや電動自転車のシェアリングサービスの実証実験を行った。また、電動キックボードの交通ルールについては、栃木県警察と連携しながら広く周知を図った。 ⇒ <u>令和5年8月のLRT開業を踏まえ、駅東側にもエリアを拡大しつつ、継続的に端末交通手段としての有用性を確認する必要がある。また、改正道路交通法の施行(R5.7)に伴う、電動キックボードの交通ルールの変更点について、広く周知を図る必要がある。</u> ②『運賃負担軽減策』 地域内交通へのICカード導入や、バスと地域内交通間の乗継割引制度を導入し、「どこから乗っても乗り継いでも街ナカまで500円以内」となる交通環境の整備を行った。 ⇒ <u>SSCの実現を見据え、より自由に移動できる公共交通環境を整備する必要がある。</u> ③『公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業』 令和4年度からは公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業として、totraの普及促進と、公共交通のイメージアップにつながる情報を、市民に広く「知ってもらい」、期待感を醸成するとともに、実際に「触れて体験してもらう」機会を創出するため、様々な施策を実施した。 ◀市民への取組▶ ・メディアを活用したプロモーション(7月～)、地域内交通へのICカード導入(9月～)、中高生相当世代へのtotra配付・出前講座(7月～8月)、周遊企画の実施(8月)、公共交通利用促進パンフレットの全戸配布(3月～)、イベント等を活用した公共交通PR企画の実施(9月～11月) ◀企業等への取組▶ ・エコ通勤普及促進事業(7月～11月) ⇒ <u>メディアを活用したプロモーションにおいてはさらに多くの方にアプローチするため、サイトの充実に加え、既存の「LRTのサイト」や「市の公式Twitter」等と連携して周知する必要がある。</u> ・周遊企画の実施にあたっては、より多くの方に参加いただくため、効果的な周知を検討する必要がある。 ・イベント等を活用した公共交通PR企画の実施として、より効果的な出展のタイミングや手法等を検討し、引き続き実施する必要がある。 ・企業への意識醸成としてエコ通勤普及促進事業についてアンケート調査を実施し、取組によりどのような効果があったか等を集計し、分析する必要がある。	①バス路線再編の実施に向けた準備や再編後のバス路線の周知 ・新設路線の運事業者を選定や、再編後のバス路線全体の運行にかかる法定手続きを進め、再編までにバス停や時刻表の配置などの準備 ・広報紙や市ホームページでの周知のほか、再編後のバス路線の運行内容をまとめたパンフレットの配布や地区別説明会の開催など、様々な機会を捉えて周知 ①電動キックボード等のシェアリングサービスの実証実験の実施や交通ルールの周知 ・実証実験の実施(中心市街地、JR宇都宮駅東側LRT沿線) ・電動キックボードの交通ルールなどについて市ホームページなどで周知 ②運賃負担軽減策の実施及び検討 ・ <u>公共交通の利用促進を図るため、LRTの開業と合わせ、LRTとバス、LRTと地域内交通間の乗継割引の実施【拡】</u> ・SSCの実現等に向け、「どこから乗ってもどこまで行っても500円以内」となる利用環境の実現を目指し、更なる運賃負担軽減策について検討 ③『公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業』 ・「 <u>通勤・通学者への重点的なアプローチを展開することに加え、日中の時間帯における利用者の確保のため「私事利用者」へのアプローチの実施【拡】</u> 」 ・広報PR等の市民全体への利用促進策の更なる充実や継続的な実施 ・エコ通勤の普及促進を図るため、企業等へのエコ通勤促進に係る積極的な働きかけの実施 ・駅東側LRT・再編バス路線沿線住民・企業従業員・学校等へのモビリティ・マネジメントとしてアンケートや調査結果のフィードバックなど、双方向かつ個別のコミュニケーションによる複数回のアプローチを実施(令和5-7年度の3年間で実施) ・新中学1年生へtotra配付 & 出前講座、新高校1年生へ入学前説明会 ・ <u>公共交通を利用する動機付けのため、バスやLRTなどで市内施設等をお得に周遊する公共交通周遊イベントの実施【拡】</u> ・特設HPやTwitter、広報紙など様々な機会を捉え、多様なメディアを活用した分かりやすい情報発信の実施

活動指標名	現状値(R2)	実績				目標値(R7)	活動指標の進捗
		R3	R4	R5	R6		
走行データを活用した調査分析の実施ブロック数【累計】	—	1ブロック	2ブロック			累計5ブロック	計画どおり
	理想値	0～1ブロック	1～2ブロック	2～3ブロック	3～4ブロック		

自転車走行空間の整備延長【累計】	51.3km	58.3km	65.6km			87.3km	計画どおり
	理想値 ※2	58.5km	65.7km	72.9km	80.1km		

※2・・・目標値(理想値)は「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」から引用

公共交通夜間人口カバー率	90.5%※4	90.7%	90.8%			97.5%	計画どおり
	理想値 ※3	—	—	—	—		

※3・・・「第2次宇都宮市都市交通戦略」において、各年の目標値(理想値)は設定していない  
※4・・・より正確な数値を算出するための算出方法を採用することとしたため、計画策定時の現状値と異なる

III 救助救急対策の推進	(1) 救助救急対策の推進	①②救急現場又は搬送途上において、一刻も早い高度な救命処置等を実施し救命効果の向上を図るため救急救命士を計画的に養成するとともに、救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図る教育訓練を実施した。(警防課) ⇒ <u>今後とも引き続き、救急救命士の計画的な養成や救急・救助隊員の教育訓練に取り組んでいく必要がある。(警防課)</u> ③救急患者の救命効果の向上及び後遺障害の軽減のため、交通事故等による重症な負傷者に対し速やかな救命医療を行うことができるドクターカーを活用するなど、救助・救急対策に取り組んだ。(警防課) ⇒ <u>今後とも引き続き、救命効果の向上に向けた各事業に取り組んでいく必要がある。(警防課)</u>	①②救急救命士の計画的養成及び救急・救助隊員に対する教育訓練の充実 ・救命効果の向上を図るため、救急救命士の計画的な養成(警防課) ・救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図る教育訓練の実施(警防課) ③ドクターカー等の活用推進 ・救急患者の救命効果の向上及び後遺障害の軽減のため、ICTやドクターカー等の活用の推進(警防課)
	(2) 応急手当の普及啓発活動の推進	①交通事故等による負傷者の救命効果向上のため、自動体外式除細動器(AED)の使用法を含めた応急手当講習をe-ラーニングを活用して実施した。 ⇒ <u>今後とも引き続き、応急手当講習に取り組んでいく必要がある。</u>	①応急手当講習の実施 ・講習におけるe-ラーニングを活用した応急手当講習の実施
IV 被害者支援の推進	(1) 関係機関と連携した啓発活動の推進	①②被害者支援に関する広報・啓発について、スクエアストリート方式による交通安全教室において、交通事故がもたらす被害者遺族の悲しみや命の尊さなどについて講話を行ったほか、犯罪被害者支援パネル展や民間団体や県と連携し、被害者支援に関する周知啓発を行った。 ⇒ <u>今後とも引き続き、被害者支援に関する理解促進に取り組んでいく必要がある。</u>	①②被害者支援に関する理解促進 ・被害者遺族による講話やパネル展等による理解促進